

「指定(介護予防)短期入所生活介護」重要事項説明書

(令和6年6月1日改訂)

松寿園ショートステイ

「指定(介護予防)短期入所生活介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(石川県指定 第 1770300083 号)

当事業所はご利用者に対して指定(介護予防)短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援並びに要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 職員の配置状況	4
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	5
5. 苦情の受付について	8

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 松寿園
- (2) 法人所在地 石川県小松市向本折町ホ 3 1 番地
- (3) 電話番号 0 7 6 1 - 2 2 - 2 2 1 7
- (4) 代表者氏名 理事長 山本 省五
- (5) 法人設立年月日 昭和 2 7 年 5 月 9 日 (創立 明治 3 2 年 2 月 1 9 日)

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定(介護予防)短期入所生活介護事業所・平成 1 2 年 3 月 3 1 日指定
石川県 1770300083 号
※当事業所は特別養護老人ホーム松寿園に併設されています。
- (2) 事業所の目的 適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め
適切な短期入所生活介護のサービスを提供することを目的とします。

- (3) 事業所の名称 松寿園ショートステイ
- (4) 事業所の所在地 石川県小松市向本折町ホ3 1 番地
- (5) 電話番号 0761-22-2217
- (6) 事業所長(管理者)氏名 水野 洋子
- (7) 当事業所の運営方針 ①事業所の職員は、介護を要する利用者が介護保険制度の介護サービスを適切に利用し、利用者が可能な限り居宅及び地域において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援するものです。
- ②事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図るものとします。
- ③短期入所生活介護サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとします。
- ④介護老人福祉施設に併設して、施設と一体で事業を運営していきます。
- (8) 開設年月日 昭和52年4月1日

(9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	8時30分～17時15分

- (10) 利用定員 15人

(11) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。特定の居室の利用をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。(但し、ご利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)(※本体施設の空床型利用の場合はユニット型個室の利用となります)

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	5室	洗面、テレビ、タンス、ベッド(布団)
2人部屋	1室	洗面、テレビ、タンス、ベッド(布団)
4人部屋	2室	洗面、テレビ、タンス、ベッド(布団)
合計	8室	
※ユニット型個室		洗面、タンス、ベッド(布団)
食堂	1室	流し台、テレビ、冷蔵庫
機能訓練室	1室	[主な設置機器] ホットバック、滑車など
浴室	1室	一般・中間(座位)・特殊浴槽(臥位)浴
医務室	1室	[主な設置機器]心電図計、超音波診断装置

※上記は、厚生省が定める基準により、指定(介護予防)短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

- ☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。
- ☆ トイレは個室5室中3室と桜の町（ショートステイユニット）内に2カ所あります。
- ☆ 寝具はベッド又は布団を選ぶことができます。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定(介護予防)短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	併設型職員配置	空床型職員配置
1. 事業所長（管理者）	1名	兼任
2. 介護職員	7名	56名
3. 生活相談員	1名	1名
4. 看護職員	1名	5名
5. 機能訓練指導員	2名	兼任
6. 介護支援専門員	1名	1名
7. 医師	1名	兼任
8. 管理栄養士	1名	兼任

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 医師	毎週月・水・金曜日 13:20～14:20
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早番： 7:30～16:30 日勤： 9:30～18:30 日勤： 8:30～17:30 夜間：16:30～ 9:30
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日勤： 8:00～16:45 日勤： 8:30～17:15 遅番： 9:45～18:30
4. 機能訓練指導員	日勤： 8:30～17:15 日勤： 8:30～16:00

☆土日は上記と異なります。

☆ 夜警員が 17:00～翌朝 8:30 まで勤務しております。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(※料金の詳細については、別紙参照)

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の通常9割（一定以上の所得者においては7割または8割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①食事（但し、食材料費・調理費は別途いただきます。）

- ・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食： 7：30～8：30 昼食：12：00～13：00 夕食：17：30～18：30

②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤口腔ケア

- ・毎食後に歯磨きやうがいなど、口腔ケアを行います。
- ・嚥下機能の低下がみられる場合は、食前に嚥下機能維持の体操などを行います。

⑥健康管理

- ・看護職員が、健康管理を行います。

⑦生活相談

- ・生活相談員が、日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

⑧その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

(2) 介護保険の給付の対象となるサービス加算について（契約書第4条参照）

- ☆ 機能訓練体制加算：機能訓練指導員を1名以上配置しております。
- ☆ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）：介護福祉士80%以上配置しています。
- ☆ 看護体制加算Ⅰ：常勤の看護師を1名以上配置しております。
- ☆ 看護体制加算Ⅱ：看護職員と24時間の連絡体制を確保しています。
- ☆ 夜勤職員配置加算Ⅲ：本体施設と一体的に基準より1名多く夜勤職員を配置しております。
- ☆ 療養食加算：医師の指示に基づく療養食を提供した場合。
- ☆ 個別機能訓練加算：生活機能の維持・向上を目的とした機能訓練を実施した場合。
- ☆ 認知症行動・心理症状緊急対応加算：認知症日常生活自立度がⅢ以上であって、認知症行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であると医師が判断した場合。
- ☆ 緊急短期入所受入加算：利用者の状態や家族などの事情により、介護支援専門員が、緊急に短期入所生活介護を受ける必要があると認め、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所生活介護を緊急で利用した場合。
- ☆ 「介護職員処遇改善加算Ⅰ」…1月のサービス単位数×加算率14%がかかります。

送迎サービスについて

- ☆ 送迎サービスを行った際は送迎費が加算されます。（原則、小松市内に限ります。）
但し、日、祝日、年末年始は休みます。時間をご相談に応じます。
（ただし午前9：00～午後5：00の間とします。）

(3) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条参照）

①滞在に要する費用（光熱水費及び室料（建物設備等の減価償却費等））

この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、多床室利用者の方には光熱水費相当額、個室利用の方には光熱水費相当額及び室料（建物設備等の減価償却費等）をご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定書の発行を受けている方については、その認定証に記載された滞在費の金額（1日あたり）のご負担となります。

②食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。

実費相当額の範囲内にて負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定書の

発行を受けている方については、その認定証に記載された食費の金額（1日あたり）のご負担となります。

③特別な食事

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

④理髪

[理髪サービス]

月に2回、理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃）をご利用いただけます。

利用料金：実費

⑤レクリエーション・行事・クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

2) クラブ活動

書道・音楽など（特別な材料費などの実費をいただくこともあります。）

⑥複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合にはお申出ください。

1枚につき 無料

⑦日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等、個別にご利用者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

紙おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1か月前までにご説明します。

（4）利用料金のお支払い方法（契約書第8条参照）

前記（1）（2）の料金・費用は、サービス利用終了時にご利用期間分の合計金額をお支払いいただくか、翌月22日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

- | |
|--|
| ア. 窓口での現金支払い
イ. 金融機関口座からの自動引き落とし
ご利用できる金融機関：銀行、信用金庫、郵便局、農協など |
|--|

（4）利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

○利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合に

はサービスの実施日前日までに事業者申し出て下さい。

- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。
- ご利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既の実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 苦情の受付について（契約書第 22 参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口

[苦情解決責任者] 施設長 水野 洋子 [苦情解決担当者] 生活相談員 林 恭弘

○担当部署 施設の事務室

○受付時間 毎週月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）8：30～17：15

(2) 行政機関その他苦情受付機関

小松市役所 介護保険担当課	所在地 小松市小馬出町9-1 電話番号 (0761)24-8148 FAX(0761)23-3243 受付時間 9:00～17:00(土・日、祝日、年末年始を除く)
国民健康保険団体連合会	所在地 金沢市幸町1-2-1 電話番号 (076)231-1110 FAX(076)231-1601 受付時間 9:00～17:00(土・日、祝日、年末年始を除く)
石川県社会福祉協議会	所在地 金沢市本多町3-1-10 電話番号 (076)224-1212 FAX(076)222-8900 受付時間 9:00～17:00(土・日、祝日、年末年始を除く)

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 地上3階
- (2) 建物の延べ床面積 6,280.77㎡

- (3) **事業所の周辺環境** 事業所は、ビニールや住宅が立ち並ぶ閑静な環境で、小松市民病院の南隣に位置し、介護老人福祉施設 2 階東側にあり、日当たり眺望ともによい環境です。

2. 職員の配置状況

〈配置職員の職種〉

介護職員…ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

生活相談員…ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

1名の生活相談員を配置しています。

看護職員… 主にご利用者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

特養・養護・ショートステイ含めて6名の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員…ご利用者の機能訓練を担当します。

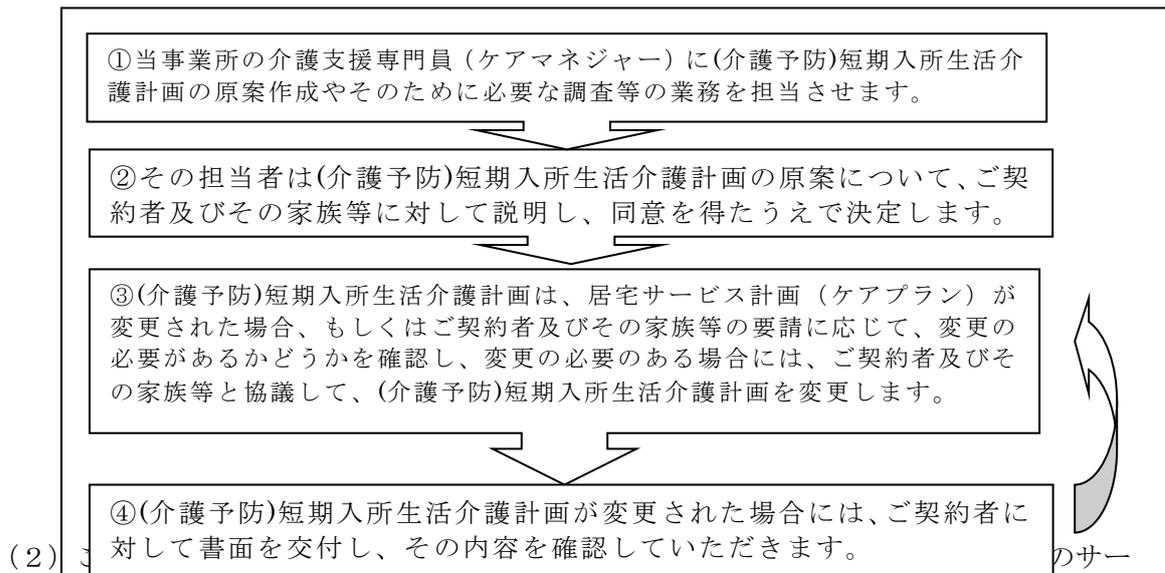
1名の機能訓練指導員を配置しています。

医師… ご利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

1名の医師を配置しています。

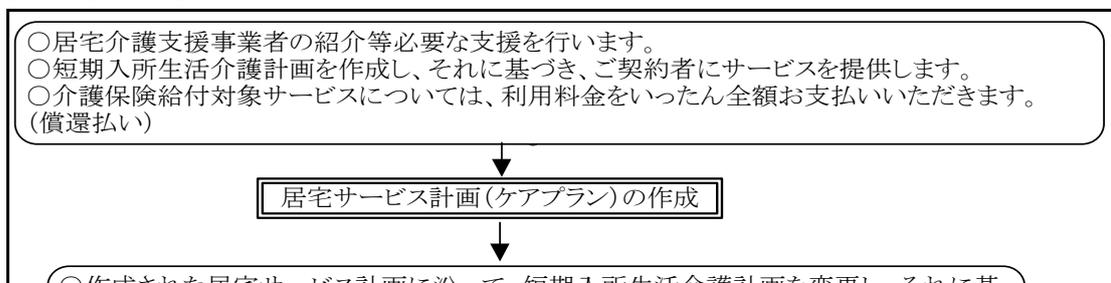
3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画(ケアプラン)」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「(介護予防)短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。(契約書第3条)

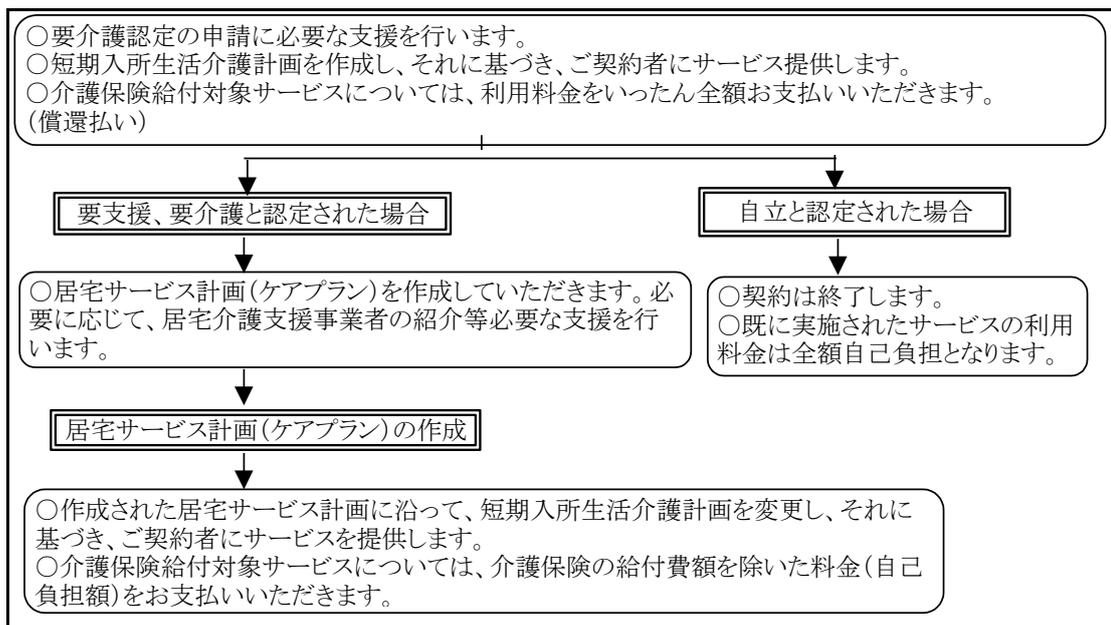


サービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第 11 条、第 12 条参照）

当事業者では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ご利用者へのサービス提供時において、ご利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡

を行う等必要な処置を講じます。

⑥事業者及び従業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族の個人情報（個人情報保護法における定義に従います。）を正当な理由なく第三者に漏らしません。

なお、この守秘義務は、契約終了後も同様です。

前項の規定にかかわらず、事業者は、以下の場合に限り利用者に関する心身等の情報を含む個人情報を提供できるものとします。その場合、個人情報利用の内容等の経過を記録します。

- 一 介護サービスの提供を受けるに当って、介護支援専門員と介護サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合
 - 二 上記（一）の外、介護支援専門員又は介護サービス事業所との連絡調整のために必要な場合
 - 三 現に介護サービスの提供を受けている場合で、利用者が体調等を崩し又はケガ等で病院へ行ったときで、医師・看護師等に説明をする場合
 - 四 事業所内の広報物又は家族会での説明等の場合
- 契約者は、この重要事項の同意により前項の内容の個人情報の使用を了承するものとします。

5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されているご利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

（1）ご用意いただく物

下着上下1組、普段着上下1組、内履きズック、くつ下、お薬、電気ひげそり（男性の場合）介護保険被保険者証の写し、保険者証の写し、パジャマ1組、歯ブラシ、ハミガキ粉、コップ等

（2）持ち込みの制限

利用にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

刃物など危険物と思われる物、ペット、騒音・異臭など共同生活上問題となる物。

*食品衛生上生もののお持込はご遠慮ください。

（3）面会

面会時間 午前8：30～午後8：00（原則）

※ 来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。

（4）外出

外出をされる場合は、事務所に届け出てください。

施設・設備の使用上の注意（契約書第13条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(3) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(4) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

①協力医療機関

医療機関の名称	小松市民病院	やわたメディカルセンター
所在地	小松市向本折町ホ60	小松市八幡12-7
診療科	内科、整形外科、脳外科など	

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	あまいわ歯科医院
所在地	小松市本折町109

*ただし、医療機関等への受診・入院の為の通院は原則家族の方の責任により行なって頂きます。(救急車で搬送の場合の付き添いも同様となります。)

6. 損害賠償について (契約書第14条、第15条参照)

当事業所において、事業者の責任によりご利用者及び契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、利用者及び契約者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合 (契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。(契約書第7条参照)

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができます。

ますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。(契約書第 17 条参照)

- ①ご利用者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 18 条、第 19 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご利用者が入院された場合
- ③ご利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第 20 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご利用者及びご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者

もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第 17 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

8. 第三者評価の実施状況

第三者評価の実施状況について直近なし。

9. 虐待防止の取り組み

利用者の人権擁護・虐待の防止のため、

- (1) 虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知・徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービスの提供中に当該事業所の職員又は養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

以 上